

昨年12月の市議会にて「留萌市情報公開条例」が制定され、今年4月から留萌市にも情報公開制度が始まることになりました。

今、市役所では、4月に向けて、条例に基づき制度を運用するための具体的な規定作りに取り組んでいます。また、市民がどのような情報を、どういった手続きで請求できるのかを分かりやすく説明するためのパンフレットも作成する予定です。

今の特集では、そもそも情報公開とはどういった制度で、何を指してできたものなのか。そして、留萌市の条例はどんな内容になっているのかを、制度の利用者であるみなさんとともに考えてみたいと思います。

翼をください。

留萌市情報公開条例制定



情報公開って何だ！

官官接待やカラ出張などの役所の不正・不適切な支出や「ムダな公共事業」などについて疑問や不信の声が、マス・コミなどを通じて報道されています。しかし、真実を知ろうとしても、市民と役所との間には、目に見えない厚い壁があることに、もどかしさを感じている人もいます。

「役所が何をやっているか」。これは、だれもが関心を持って当たり前のことです。

なぜなら、わたしたちは行政の仕事で、選挙を通じて代表者に付託し、その経費を自らの税金で賄っているのですから。

その代表者（役所）が、どんな政策をどんな理由で実行し、それにはどれだけのコスト（税金）がかかり、その効果はどうなっているのか。

不正の真実を知りたいという視点ではなく、代表制民主主義というシステムで行政が運営されている以上、主権者であり納税者であるわたしたちが、行政の真の情報を「もっと知りたい」と思うのは、当然のことです。

つまり、市民には「知る権利」

があり、行政には「説明する責任（義務）」があること（こと）。それが情報公開の原点です。

*情報公開制度

誰もが行政機関の保有する情報を、知りたいときに知ることができるよう「知る権利」を制度的に保障するとともに、行政機関に「情報の公開」を義務づけること。

知りたい情報、知らせたい情報

昨年5月に、国の情報公開法が制定され、地方公共団体でも条例が次々と制定されています。

しかし、それ以前からも行政による情報提供はありました。例えば、マス・コミ報道、広報

紙、町内会への回覧、各種パンフレットやチラシ、告示や公告などにより、いろいろな情報が伝えられています。

それは、法的に義務づけられたり、役所の意思であったりしますが、それにより、施策や予算、議会の内容、医療・福祉、ごみ、イベント・行事など役所のいろいろな情報を、わたしたちは知らされてきました。

しかし、これらの情報は、わたしたちが望むと望まないに関わらず、おおむねは役所の判断で提供されてきたものです。

つまり、それは役所の「知らせたい」情報だったわけです。

それは、人によっては「満足のないもの」であったかもしれませんが、場合によっては「不満足」

「見当違いのこと」であったかも知れません。

情報公開制度は、この「不満足」や「見当違い」を、わたしたちが「知りたい」と思う情報を請求することで補う制度と言えます。

*狭い意味での情報公開

法律や条例に基づき、市民の請求により役所が文書を公開すること。



*広い意味での情報公開
役所が持っている情報を市民に提供するための行為。

もし、求める内容と提供される内容に違いがあれば、その穴を埋めなければなりません。

求めてから提供されるまでの時間は、できるだけ短く、手続きも簡単な方がいいはず。

知られたくない情報もある

情報公開で「公開」される情報は「生情報」です。

そこには、個人の名前や他人には知られたくない「個人情報」もあるはず。

そのため、情報公開制度には、「個人のプライバシーの保護」に

トピックス

【知る権利】

- ①マス・コミュニケーションにおける送り手の活動の自由を要求するもの。
- ②民衆一人ひとりが国政に関する情報を請求する権利。
・我が国の「情報公開法」では「知る権利」については明記されていないが、裁判所の判例では、「知る権利」は憲法に内在するという見解もある。

【説明責任】

(アカウントビリティ)
行政機関または公務員個人が自らの行った判断や行為に関して、国民が納得するよう説明しうること。

(「現代用語の基礎知識1999」から)

特集



翼をください。